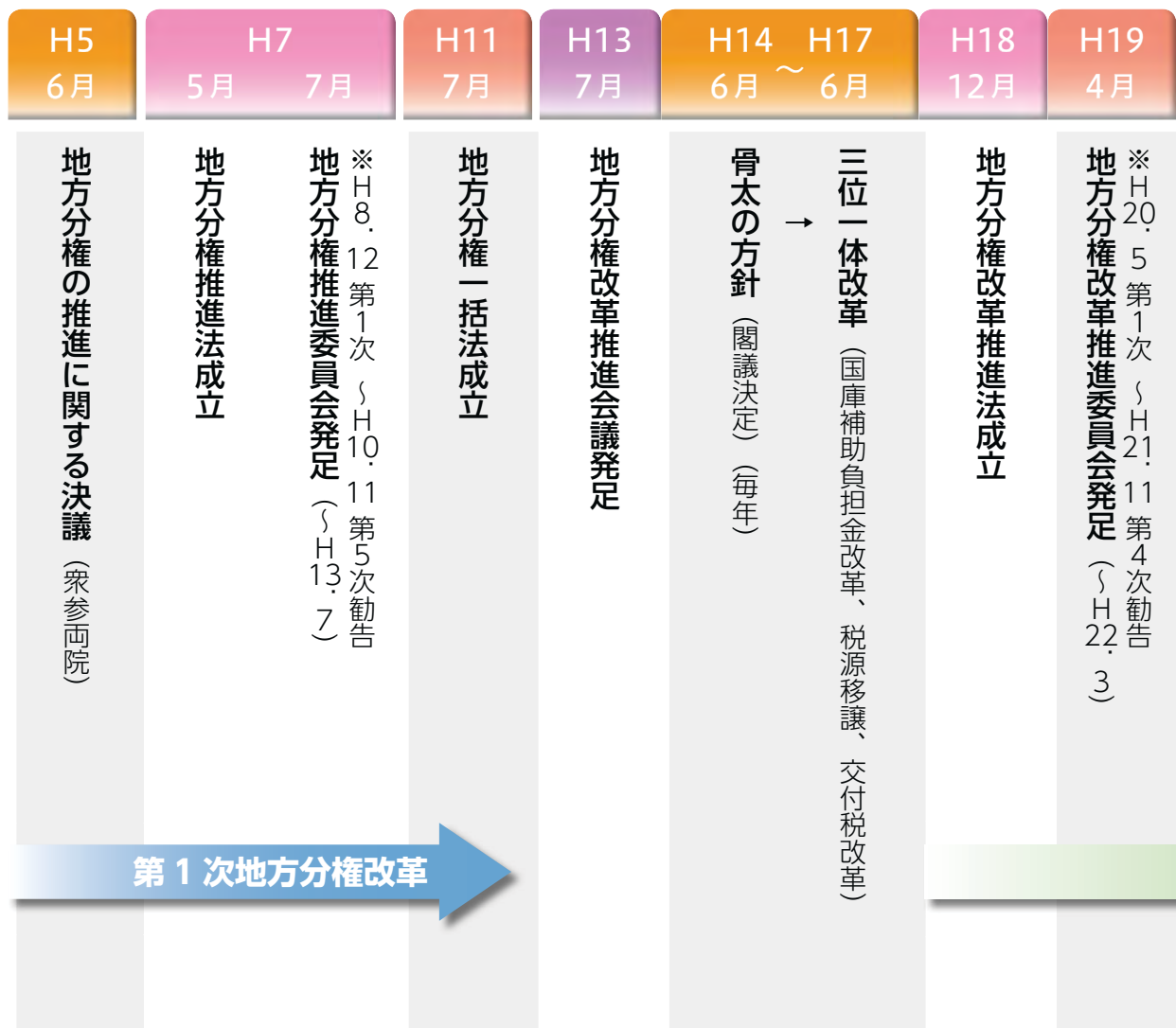


I 地方分権改革について知りたい

1. 地方分権改革のこれまでの経緯

地方分権改革のこれまでの歩み



第1次地方分権改革の概要

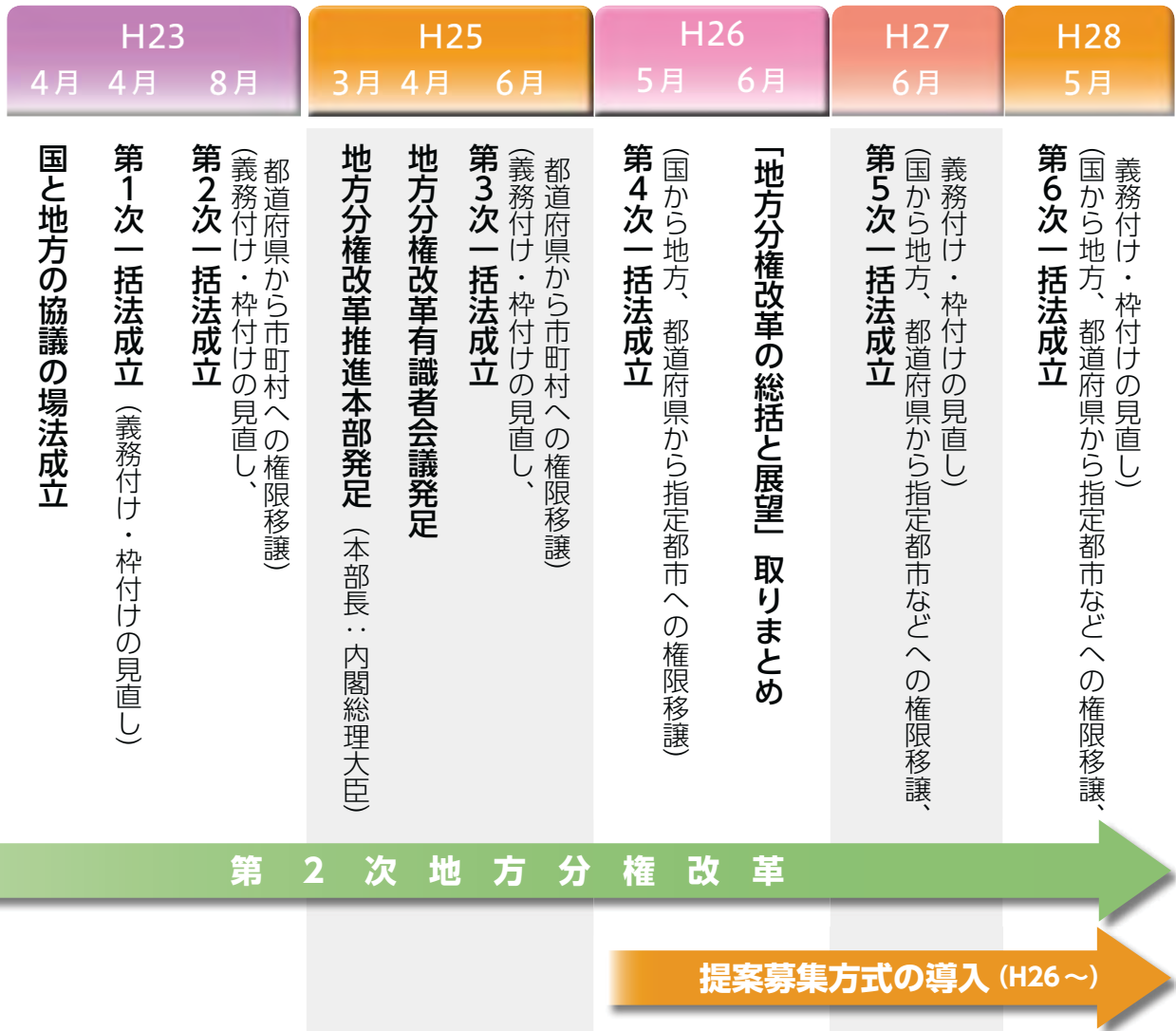
- 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
(機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度)
- 国の関与の新しいルールの創設
(国の関与の法定化など)
- 権限移譲
(国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲)
- 条例による事務処理特例制度の創設
(地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度)

第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直しなど)
- 国から地方への事務・権限の移譲
- 都道府県から市町村への事務・権限の移譲など

提案募集方式の導入

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討



Point

地方分権改革は、大きく分けて、二つの時期で進められてきました。

一つ目は、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わり、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールなど、地方分権の理念・基礎が形成された「第1次地方分権改革」です。

二つ目は、個別の法令により定められている多数の①地方に対する規制（義務付け・枠付けなど）の緩和や、②国などの事務・権限の移譲（都道府県→市町村、国→都道府県など）を進める「第2次地方分権改革」です。

平成26年からは、従来の国主導による委員会勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体等

から全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されています。

これらをまとめれば、

- ・第1次地方分権改革により形成された、国と地方の新たな関係という土台の上に、
- ・第2次地方分権改革により実現した個別の地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲の積み重ねによって、地方において、地域の実情に応じた行政が展開できるようになったと言えます。

さらに、「提案募集方式」によって、国主導の改革から、地方の提案に基づくボトムアップ型の改革に移行し、「国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる」地方分権改革が推進されています。

I 地方分権改革について知りたい

2. 地方分権改革による主な成果

これまでの地方分権改革によって、地方における条例の制定範囲が広がり、各地方公共団体でさまざまな取組が行われた結果、住民サービスの向上や行財政改革の推進など、国民が実感できる改革の成果が現れてきています。ここでは、地方分権改革によって実現した国の制度改革の類型と主な成果について紹介します。

1 義務付け・枠付けの見直し

(1) 制度改革の内容

これまで法令により全国一律に定められていた、施設・道路・公営住宅等の基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなどの見直しを行ったものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになりました。また、国への協議などが不要となり、各地方公共団体の事務の簡素化・迅速化が図られました。

事例

特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減 鹿児島県



従来、特別養護老人ホームの居室定員は、国の基準により原則1人と定められてきたが、地方分権改革により、知事が必要と認める場合、居室定員を4人以下に緩和できる独自基準を条例で定め、利用料の軽減、入所者数の増加が実現

従前

- 従来、特別養護老人ホームの居室定員については、老人福祉法に基づく国の基準により全国一律で原則1人とされてきた
- ※特別養護老人ホームとは、常時介護を必要とし、かつ、在宅生活が困難な高齢者を対象とした施設(原則、要介護3以上)

地域の課題

1人部屋(個室)では、入所者数が限られ、利用料が割高となり経済的負担が大きい

※鹿児島県のへき地・離島の所得水準は全国平均の約6割

このため、ユニット型個室だけでなく、4人部屋(多床室)も認めるよう市町村などが要望



見直し

第1次一括法により、老人福祉法が改正され、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が条例に委任され、居室定員などの基準が「参酌すべき基準」に

取組後

- 県独自の基準として、知事が必要と認める場合は、居室定員を緩和できる旨を条例に規定

国の基準: 原則1人

県独自の基準: 知事が必要と認める場合、4人以下にできる

取組の成果

- 条例により3施設が改築され、多床室を含む200施設が整備
- 従来の個室(34,500円)から、多床室(25,200円)に軽減され、より多くの低所得者が入所しやすくなった



県独自の基準に基づき整備された4人居室

入所者の負担軽減

入所者同士の連帯感の向上